

書 評 と 紹 介

「社会政策叢書」編集委員会編
『今日の賃金問題』

評者：舟橋 尚道

本書は、社会政策学会第93回大会における報告を収録したものである。これらの諸報告は、それぞれ研究者個人が関心をもった問題を取り上げているから、必ずしも体系的な内容とはなっていない。しかしわが国における賃金問題の当面の課題のかなりの部分を網羅しているといつてよい。

したがって本稿は、個々の論文を寸評するというより、むしろ提起された問題についての私の考えを積極的に呈示する方法をとることによって、わが国の現代における賃金問題の分析視角を明らかにしたいと思う。

そこで第一に取り上げるのは、我が国の賃金問題をかなり包括的に検討したものである。代表的な論文としては、「今日の賃金決定と賃金の個別化」(横山政敏)をあげることができる。氏は、我が国の賃金問題における現代的課題を明らかにする場合「賃金決定の個別化の展開という視点を基軸に捉えることが有効」であり、「それは労働市場論、賃金決定機構論、賃金管理論の結節点に位置する分析となる」と主張される。もう少し分かりやすく言えば、最近改めて強調されている賃金の能力主義・実力主義化

の展開を研究対象とする場合、それを賃金体系の問題としてだけでなく、賃金決定の個別化という視点で労働市場、労使関係、労務管理などトータルな賃金決定システムとの関連を明らかにする必要があるというのである。

このような考え方は、労使関係の立場から賃金論を研究してきた人々にとってはいわば常識とも言えるものであるが、労務管理論の立場で賃金管理を研究している人々に対してはきわめて重要な指摘だといってよいであろう。

それでは以上のような総合的分析をさらに具体化するためにはどのような手法が採用されるか。氏は賃金決定関係を類型化する場合、三つの基軸を考える。第一の軸は、市場決定型、交渉決定型、管理決定型などの基準である。第二の軸は、職種型、職務型、年齢型、勤続型であり、第三の軸は査定の有無とその機能度に基づく類型である。

以上のような基準はいかにももつとも思われるが、理論的に混乱しているとともに現実性もなく、分析のツールとしては役にたたないといつてよい。以下に具体的に指摘しておこう。

氏は第一の基準として、市場決定型、交渉決定型、管理決定型などをあげているが、これらの型は、論理的には全く次元の異なったものであり、同一の基準として併列すべきものではない。労働市場、労使関係、労務管理は、賃金の決定についてそれぞれ異なった作用をもつものであるから、それらを同一の基準として扱うのは不適當なのである。

さらにどこの国においても労働市場、労使関係、労務管理は、賃金決定においてなんらかの影響をもっていることは周知の事実である。た

たとえばアメリカの賃金決定をみると、労働市場において形成される賃金相場の影響は支配的であるが、そのような状況に基づいて特定の産業においてはパターンバゲニングの交渉関係が発展し、そこで締結される労働協約において賃金その他の労働条件が決定され、企業における賃金決定においては、FRINGE BENEFITS等が加えられることになる。このような実体をもったアメリカの賃金決定を、氏のように「市場決定型」などと単純に特徴づけるわけにはいかない。

第二の軸として氏があげるのは、職種型、職務型、年齢型、勤続型、学歴型などである。ヨーロッパの賃金は職種型、アメリカは職務型などといわれる場合が多いが、仔細にながめるとヨーロッパにおいても職務分析、職務評価にもとづくいわゆる職務給がかなり普及しているから、一概に職種型と断定することはできない。我が国の年功賃金の場合も、年齢型、勤続型などと一律に規定できるものは少ないと考えてよい。

第三の軸は、一律決定型（集団主義的決定型）と査定型（個人分散型）があげられている。人事考課が制度的に運用されていない企業が存在するのは言うまでもないが、しかし実質的な査定は、どこの企業においても行われている。なぜならば中小企業において採用されることの多い総合決定給は、年齢、学歴、職務遂行能力などを総合的に査定して決定されているからである。したがって査定の有無を問題にすることは、わが国の賃金実態からみるとほとんど意味がない。

結論的に言って氏の型についての問題提起は、賃金問題の総合分析を旨とするものであるが、すでに指摘したようにそれぞれの型が、実体を乖離しているため、具体的な賃金問題にアプローチする場合、型の複雑な組み合わせを考えざる

をえなくなる。その結果、分析が混乱を余儀なくされるように思われる。

もっとも氏の論文の中心的課題は、賃金の個別化現象の展開の分析である。この点について氏は四つの特徴点を示す。第一は、この現象は、先進諸国で展開された労働市場の弾力化政策の一つの帰結であり、とくにわが国における能力主義の新展開は、個別管理をさらにおし進めることになった。このような賃金の個別化の条件は、わが国の賃金決定の基本が「外部賃金決定システムの欠如のもとでの特殊な内部賃金決定であり、職種や職務に基づく外部要因による制約が基本的にないため、また外部の賃金交渉圧力を実質的に受けないため」、内部において企業の恣意的な賃金決定が可能になったことであるとされる。

第二は、個人別賃金決定が査定を媒介としており、査定の中には態度、性格などの情意考課が重要な要素として含まれることなどによって恣意性が高まっている。

第三は、仕事の社会的評価システムを欠き、個別企業に固有の仕事に対する評価を個別に行うシステムのもとでは、査定が基本的に労働者の支配・統制とコスト管理に屈従するものとなっている。

第四は、賃金の個別化が企業内における賃金の個人間格差の拡大となるばかりでなく、同一ないし類似労働についての企業間賃金格差も拡大する結果をもたらす。

以上のような分析にもとづく氏の結論は、「労務管理の横暴を有効に規制するためには、人事考課の土俵の上での対応には限度があり、第一義的に個別企業を越えた市場・全国産業別交渉のレベルでなす必要がある」ということにつきようである。

そこで賃金の個別化についての氏の見解の問題点を明らかにしよう。第一は、氏が企業の賃

金管理における能力主義を全く否定的に捉えている点である。わが国の年功賃金は、資本主義の経済法則からみれば全く異質なものと考えることが能力主義評価の出発点になる。すなわち本来賃金は経済法則からいっていわゆる同一労働同一賃金の原則にもとづいて支払われるのであるが、わが国の賃金の決定要因としては、労働の質とは直接関係のない年齢・勤続の比重が高い。能力主義は、基本的には労働の質を反映した賃金の導入を意味し、この点で肯定的に評価すべきものといってよい。

第二に、氏は企業で行われている査定が、恣意性、差別性が強く、その結果賃金の個人間の格差が拡大していると主張されている。しかし労働の質が異なっている場合、個人間の賃金格差が拡大するのは当然であり、もし格差が不当な場合は、従業員の不満が高まり、能率の低下をもたらすことになる。

企業の賃金決定においては、かつて私が明らかにした「労働の価格の法則」(労働の質量に応じて賃金が決定される必然性)が作用するのであり、能力主義もその作用のあらわれの一つとみるべきである。

第三は氏は、賃金の個別化に対しては、全国産業別交渉のレベルで対応すべきだといわれる。このような指摘を頭の中で考えるのは容易であるが、産業別統一交渉の実現は、わが国の労働市場の実態から言って簡単なことではない。むしろ個別企業における賃金交渉においてどういう点に留意すべきかが重要であろう。

氏は論文の最後の部分において、年俸制を取り上げている。すなわち年俸制は、成果主義賃金制度の一つであり、市場要因、労使関係要因の影響が大きく弱められ、労務管理要因の作用力が格段に強められるとされる。

年俸制についての調査をみると、それが適用されているのは大部分管理職や高級な技術者な

どであり、団体交渉の対象とすべき範囲からはずれている。さらに激烈な国際競争の場におかれているわが国の企業が、人件費増大の一要因となっている管理職の高賃金を見直すのはやむを得ないと言ってよい。

横山氏の論文とほぼ類似の問題を取り上げているのは「現代日本の賃金問題の諸相」(高橋祐吉)、「変貌する日本の雇用と賃金」(畑隆)、「『新時代の賃金システム』を考える」(津田美穂子)である。

これらの論文における共通の問題意識は、最近わが国の企業において展開されている能力主義や賃金の個別化の負の側面を強調する旧来の分析方法を継承している点にある。しかしこのような一面的な問題意識では、必ずしも実りのある成果を期待することができないといえるであろう。

まず指摘したいのは、多くの論者における賃金の原理論的把握が不充分だと思われることである。もともと賃金管理の分析は、あらゆる労働の価格論に位置づけて考える必要があるが、いうまでもなく労働の価格は、労働力の価値、価格の転化した形態であり、企業の賃金を分析する場合の基本的な原理である。したがって労働力の価格は、市場の需給要因によって決定されるが、より具体的な範疇である労働の価格においてはその上に企業の支払能力要因が賃金決定に作用を及ぼす。

賃金管理論は、企業の支払能力との関連がもっとも密接な分野であり、この点の分析は欠かすことができない。より具体的に言えば、能力主義や賃金の個別化現象は、激化する国際競争にさらされている企業において生産性の引き上げや、人件費の削減のためにとっている手段の一つであるという認識がこの問題を分析する上での基本的な前提といってよい。これによって賃金管理が、日本経済が当面している大きな問

題との関連において分析されることになるのである。

以上の指摘と関連の深い論文は、「能率管理と報酬管理」(石田光男)である。石田氏は今日の賃金問題が「生産性や収益性問題との関係において論じられなくては企業政策的な意義も明瞭にならない」とされ、従来の管理論が「報酬体系を中軸にした改革論」にすぎなかったという正しい指摘から論述を始める。氏はついで「企業の人事改革は〔仕事 - 人〕関係の企業内全部門にわたる業績管理の構築をこそ中心に据えなくてはならない」とし、従来の議論が従業員をより高度な仕事につけることによって生産性をあげることに力点をおいているのに対して、「単位あたりのより少ない人数でのより高度な仕事」でなければならないとされる。つまり要員管理の分析の必要性を強調するのである。

さらに氏は、わが国の労働関係論が団体交渉や労使協議、及び労働協約、就業規則を主たる研究対象としており、「供給すべき労働」=仕事を構造的に記述する方法を欠いているとも、試論として部門業績管理を軸とした独自の労使関係論を展開される。

従来の人事管理論は、専ら報酬管理を中心としたインセンティブの分析にあてられてきたが、それだけでは一面的であり、サンクション(承認, 制裁)を通じて人間行動を規制する部門業績管理をも分析対象とすべきだと言われるのである。

以上のような指摘は、わが国の人事管理論や労使関係論に対するユニークな問題提起であり、今後における氏の研究の発展を期待したいと思う。もっとも氏は、労働の中味の分析にのめりこみすぎるきらいがあり、企業内の複雑な事実にはふりまわされる可能性がないとは言えない。たとえば部門業績管理は、個別企業性格

が強く、それを一般化して論じるのはかなり困難な課題だといってよいのであろう。

本書の第二部に収録されている諸論文は、いずれも賃金管理とは異なるテーマを取り上げたものである。「賃金と生涯生活保障」(孫田良平)は、わが国における生活賃金の発生と機能の変遷を歴史的に究明したものである。氏は生涯生活保障賃金が成立する条件としてつぎの三項目を指摘する。第一は豊富な若年労働力を低賃率で集め、訓練して基幹労働力に育てる条件、第二に年々新たな労働力を吸収し企業が発展し得る条件、第三に同一企業のなかで知識・熟練を高め、管理職・熟練職・専門職とする条件である。

この三条件の変質・消滅とともに、制度はコスト上昇を生み、それを阻止しようとする経営者の対策によって制度の変更がもたらされる。この点を「呉海軍工廠」(1922年)労働科学研究所「日本的給与制度」(1944年)、同盟・金属労協「働くものの生涯生活ビジョン」(1975年)等の典型例を通じて明らかにすることを意図している。

氏は結論として、賃金の生涯生活保障が企業の管理方針となり得る環境は、物価高騰など生活が窮迫した時代であり、それなしに願望として生涯生活保障を主張する政策としては実効性に乏しいとされる。また賃金の技術的側面では、外形で生活給の維持・拡充(たとえば家族手当、通勤手当の増額)、実態面では自動昇給を考課昇給に変えて月例賃金の増加を抑制する対策をとっていると述べる。

日本の賃金問題を分析する際に、以上のような分析視角は重要であるが、生活保障賃金の負の側面の分析が充分でないのは残念だと思われる。

つぎに「賃金制度の国際比較」(藤村博之)は、アメリカの日米合弁企業A社の人事管理制

度を調査し、日本の企業のホワイトカラーに対する賃金制度のあり方と比較することを課題としている。

氏はアメリカ企業のホワイトカラー管理の特徴として、「制度設計が明瞭でかつ運用が公正であること」「報酬額の市場性を常に考慮していること」「仕事を基本とした職級制度が一般的であること」「しかし仕事が変わらなくても昇給する仕組みが作られていること」などをあげている。

これらの特徴の大部分は、多くの調査によって指摘されるが、「昇給する仕組み」(キャリアラダープログラム)がこの企業独自のものか、あるいは今日ではアメリカで一般的になっているのかは明らかにされていない。A社は87年に日本資本100%の企業として設立されたのであるから、日本の制度を部分的に導入した可能性があるのでないか。

「非正社員化と賃金」(神谷隆之)は、女性パートタイム労働者の場合、年間収入が一定水準を超えると、夫に対するその勤務先からの配偶者手当の支給が停止されたり、厚生年金などの社会保険への加入義務が生じるため、自分の年間収入を一定水準以下に抑える作用をする問題を分析している。

結論的に言えば、労働者にとって収入調整行動は世帯単位の可処分収入の減少を防ぐという意味で、短期的には合理的な意味をもっている。しかし中長期的には、勤続年数の増加による昇進などが与えられないから、意欲のある女性を育てる足かせとなっている点も否定することはできない。一方企業としては、女性が正規従業員となることで年間の人件費や社会保険料コストが急激に増加するのは困るという事情もあり、氏も簡単に結論を出してはいない。

「差別賃金とコンパブルワース」(中下裕子)、「同一労働同一賃金と年功序列賃金」(川

東英子)は、ともに男女同一労働同一賃金に関連した力作の論文である。

前者においては、まずコンパブルワースが異なる職務間においても賃金差別を是正できる手段として考案されたものであり、アフーマティブ・アクション(女性を積極的に男性職に進出させる促進策)と組み合わせで展開される必要があるとされる。その上でコンパブルワースの実情がくわしく説明され、その適用をめぐる問題がとりあげられる。もっとも注目をひく論点は、アメリカにおいては、コンパブルワースは経済的な概念ではないから、そのような概念を用いることは市場への介入になり適当ではないという意見が根強いと指摘している点である。

後者は、かなり多面的な論点が提起されているが、男女同一労働同一賃金の原則の原理的な把握が不十分だと思われるので、この点だけを簡単に指摘しておきたい。なによりも重要なのは、この原則が労働の価格の次元の問題だということである。いうまでもなく労働の価格は、労働力の価値、価格の職化形態であり、労働力の価値が抽象的なものであるのに対してより具体的な概念である。したがって現実の賃金問題に抽象的な価値理論を適用することは方法的に間違っている。

同一労働同一賃金の基礎は、労働力の市場価格における一物一価の法則であるが、それが企業の賃金においては労働の価格法則(業種や性差にかかわらずなく、労働の質量に応じて賃金が決まる)に転化するのである。

(『社会政策叢書』編集委員会編『今日の賃金問題』啓文社、社会政策叢書第21集、1997年10月、iv + 267頁、定価4,190円(本体))

(ふなはし・なおり 法政大学名誉教授)

林玲子・柳田節子監修 /
アジア女性史国際シンポジウム
実行委員会編
『アジア女性史』
-- 比較史の試み

評者：松尾 純子

1

本書は1996年3月16・17日の両日に東京で開かれたアジア女性史国際シンポジウムの成果として刊行された。1970年代後半以降「女性たちのネットワークが世界各地で広がりを見せ」、「アジア諸国における女性史研究の進展」が80年代以降顕著になったことが、「アジア諸地域の女性の生活と歴史に関する比較史的考察」を可能にした。こうした状況を背景に、「アジア女性史の『多様性と共通性をさぐる』こと」、研究者の相互交流をはかること、「アジア女性の現代的課題に対しても共通の認識を持つことを意図して」、5テーマ1特別セッションが企画され、当日の熱のこもった報告・議論の展開のなかで生まれた貴重な成果を共有すべく、本書は編集されたという（刊行にあたって）。

構成は大きく2部に分かれ、第1部は6分科会34人の報告および各分科会オルガナイザーのシンポジウム終了後の「小括」からなり、第2部はシンポジウム準備過程での成果ともいえる日本（古代、中世、近世、近・現代）・中国（大陸・台湾）・朝鮮・インド・ベトナム各国の女性史研究の現状と課題の概観、およびアメリカにおける中国女性史研究の現状の紹介からなる（5頁）。34人の報告者名と課題だけを次に紹介しておこう。

第1章 工業化と女性

リンダ・グローブ「中国における女性労働者三世代の軌跡」/重富スバポン「タイの女性労働者史 1960～80年」/東條由紀彦「日本近代女性雇用労働の起点 - 『キカイ』と『年季者』の遭遇」/チャン・ハン・ザン「工業化とベトナム女性のライフスタイルの変容 - 都市と農村の比較」/板垣邦子「農村生活の変容：女性を中心に - 1920～1954年」/スーザン・オルジタム「変わる女性の生活：マレーシア半島の都市と農村 - インド系女性を中心に」

第2章 政治と女性

譚深「単位体制と中国女性」/コラソン・B・ラムーグ「フィリピンにおける女性の政治参加と経済的参加」/辻村みよ子「日本の戦後政治と女性」/朴容玉「韓国女性の抗日民族運動推進とその特性」/押川文子「ナショナリズムと女性 - 両大戦間期のインド」/広瀬玲子「女性にとって15年戦争とは何であったのか - 『満州』認識を中心に」

第3章 思想・宗教

杜芳琴「元代における理学の女性に対する影響」/菅野則子「江戸時代における『儒教』の日本的展開」/文玉杓「現代韓国女性の生活における儒教の影響」/アパルナ・バス「インド女性の日常生活においてヒンドゥー教が果たす役割」/川並宏子「ビルマ仏教における女性 - 出家と世俗」/西口順子「中世の尼と在家尼」

第4章 家父長制と女性

秦玲子「宋代の皇后制からみた中国家父長制 - および、伝統のファジーさと伝統を使う個人について」/服藤早苗「日本における家と家父長制成立の特色」/長島淳子「近世家族における女性の位置と役割」/

栗屋利江「ヒンドゥー家族法の改正過程とジェンダー・イデオロギー」/李効再「韓国の家父長制と女性」/大沢真理「企業中心社会と家父長制」

第5章 性の歴史と買売春

関口裕子「戦争と女性 - 日本古代の場合」/曾根ひろみ「近世売買春の構造 - 公娼制の周縁」/吉見義明「『従軍慰安婦』問題と日本近代」/山下英愛「朝鮮における公娼制度と日本」/廖秀真「日本植民地統治下の台湾における公娼制度と娼妓に関する諸現象」/テイラナト・カジャナツソン「タイにおける売買春の歴史」

第6章 アメリカにおける中国女性史研究

- 家庭領域の内外で 明・清期

スーザン・マン「清朝のある一家族の家庭生活における芸術、感情、思い出 - 常州・張家(1760 - 1860)の場合」/アン・ウォルトナー「曇陽子にみる女性としての人生、特に宗教における女性としての人生」/ドロシー・コー「中国・清末清初における纏足と文明化過程」/シャロット・ファース「明朝期の中国における治療医としての女性」

報告者名と題目紹介だけで相当の字数を必要とする第1部各節の内容に踏み込むことはここではできない。この場では本書のもつ意義と限界についてまず結論的に述べ、次に多くの論者が提起する「ジェンダーの視点」に立って各論文を検討した場合に見えてくる展望と課題に限って論じてみたい。

2

結論的には、良くも悪くも現在のアジアにおける「女性研究」の水準を示している、という一言に意義も限界もある。「女性史」と銘打ってはいるが、歴史研究の蓄積が薄い地域・領域では社会学や人類学等の研究者が報告を手掛け

た。そのことが国際的なだけでなく学際的な広がりをもたらしている。研究の蓄積とともに過度の専門化 = 「タコツボ」化が懸念される諸分野に比して、この広がりを持つ意義は大きい。一定の研究蓄積の厚みが今回の「比較史的考察」を可能にしたことは確かであろうが、同時に、蓄積の薄さがこの広がりを可能にし、また必要ともした。一読すれば、いかにアジア女性について「情報が少ないか」(24頁)「非常に無知であった」か(370頁)を読者は思い知るだろう。その一方で、各自の専門分野に限ってみれば研究の粗さが気になるだろう。歴史学の方法で第2次世界大戦後の日本におけるアメリカ軍の女性政策を研究領域とする私には、研究方法も時代も地域も異なるほとんどの論文は「未知との遭遇」であったし、「日本政府は、GHQに対する政策的な配慮から戦前の女性参政権否認の論理を……いとも簡単に転換した」(150頁)とする箇所には、敗戦直後の女性運動家による婦選要求の活動再開と幣原内閣の参政権付与の閣議決定がGHQの指令に先んじていたことはほぼ通説化しているとの批判を容易に加えられる。

個別領域でのそれぞれの研究を今後ますます進めていくべきことは言うまでもない。本書の限界を克服していくには当面それしかない。しかしその一方で、個々の研究の粗さには目をつぶり、広く見通す(=本書を通読する)ことで見えてくる「何か」をつかむことが「女性研究」に携わる者にもそうでない研究者にも今必要なのではないだろうか。ここでつかんだ各自の「何か」が、それぞれの研究領域に潜り込んでいくときの他領域との連関図となるのではないだろうか。私にとってのその「何か」が、今回は「ジェンダーの視点」となった。

3

性差ではなくジェンダーを用いる最大の理由は、「男女の生物学的相違により直接生じる関

係と特徴」と「社会が男女間に作り出すその他の差異と、男や女がその差異をどのように考えるかということ」は分離可能かつ分離が必要だという考えによる。言い換えれば「ジェンダーが社会的形成物であるという仮定を出発点としている」(577頁)。本書では、(1) ジェンダー概念を社会科学の機軸的概念と捉え、(2) ジェンダーを分析の機軸の変数に据えた研究を積極的に推し進めて、(3) 他の機軸の変数とジェンダー変数との関係を構造的に解明していくことが重要な課題として提示されている(517頁)。

しかしこれらはかなり困難な課題である。まず、女性史を「周辺史としか見ない歴史意識」(544頁)に代表される(1)の否定が根強く存在する。また「女性不在」に無自覚な既存の諸概念 - 例えば「会社主義」(358頁) - への批判が、「理論の欠陥を反省すべきはフェミニストである以前に、体系としてジェンダー視角を欠いてきた戦後日本の社会科学主流なのである」(363頁)といった形でなされているが、この声を受けとめる層は厚くない。

次に、(2)を進めるにあたってはさまざまなジェンダー・バイアスの問題が指摘できる。「女性不在」も一つの性差における偏見、偏向といい得るが、注意すべきは「女性研究」にもジェンダー・バイアスがかかっているという点だ。それは『女性史』に取り組んでいる私たち自身が、自ら意識できないほど深く『性』のイデオロギーに促われているかもしれない可能性」(365頁)としても指摘されている。これは本書のいたるところに見い出されるといい。「女性不在」の従来の概念を無自覚に適用した分析を指摘することについてはここでは省略する。たとえ女性をふんだんに存在させていても、女性の役割や束縛の状態を明白のもの・固定化したものとして取り上げている箇所も多く、また従来の概念の「女性不在」を自覚化し

た結果、「ジェンダーの視点から見た『民主政治』とは何か」(114頁)などといった類の問いがあふれていることだけを指摘しておきたい。決定的な問題は「男性不在」の概念を「女性研究」という名称はつくり出しかねない点にある。フェミニズムの視点ではなく、ジェンダーの視点を強調する必要性がここにある。ただし、女工研究における検番への注目(54頁)、男女性別役割観を「男性を『内的領域』から排除」と捉える認識(550頁)などは、ジェンダー・バイアスの罠から割合うまく抜け出している数少ない事例といえるだろう。

最後に(3)であるが、他の変数としては少なくとも階級、民族が多くの箇所で見られる(110頁、117頁等)、各変数との関係がインド、中国、韓国、ベトナム、日本古代などの事例で検討されている。重視すべきは、「アジアにおける民族解放・階級解放と女性解放とはきわめて関係深く、しかも相互に自立的なものとしてとらえる必要がある」(117頁)との指摘だろう。「民族独立運動史のなかに女性解放史を解消する」(546頁)、「中華人民共和国成立後、女性解放は達成された」(535頁)などに見られるように、女性は、革命が成功すれば解放される、独立が達成されれば解放されるとの言い回しのなかで「女性独自の要求」を出すために苦しんできた。「相互に自立的なものとしてとらえる必要」の指摘はそうした苦しみを経た認識に基づく。しかし今後ジェンダーの視点を他の何よりも優先させてしまえば、同じ苦しみを他に与えることもあり得る。ジェンダーは主要変数の一つでしかなく、少なくとも民族と階級、他にもあるかも知れない諸変数との深い関係において扱われることが必要である。

以上を要約すれば、ジェンダー・バイアス批判は従来の「一般史」(500頁等)に対してのみ向けられる言葉ではなく「女性史」に対しても

同様に向けられるものである。「女性史」は不可避免的に女性に偏る。従って「女性史」は「ジェンダー（を含む）・ヒストリー」の構築を目指しつつ、まずは常に「男性史」を対極に見据えつつ、「一般史」のジェンダー・バイアスを意識しながらもそこから多くの成果を取り入れた上で、「女性史」自体が持つジェンダー・バイアスを自覚化し、克服しつつ、新たな「一般史」を目指すという方法的見通しを持つ必要があるのではないだろうか。そしてこの方法は、階級や民族といった他の分析軸にとっても入れ

替え可能な方法かもしれない。研究蓄積の薄さが持つ見通しのよさをもった本書を通読することで、読者各自が、現代の世界を再認識する枠組をつくるヒントを得られるのではないだろうか。

（林玲子・柳田節子監修／アジア女性史国際シンポジウム実行委員会編『アジア女性史 -- 比較史の試み』明石書店、1997年6月、594頁、9500円＋税）

（まつお・じゅんこ 立教大学大学院博士後期課程、
法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）

<p>今東博文著 経済学原理の研究 ——宇野理論による現代市場認識の試み—— 宇野経済学の流通と生産の理論分野を読み変えマルクス経済学の現代資本主義に対する分析力の充実を図る諸論考。</p> <p>（税別）六六〇〇円</p>	<p>秋津元輝著 農業生活とネットワーク ——つきあいの視点から—— 滋賀県びわ町・彦良半島赤羽根町・韓国農村などのフィールドを通じ農業の変化に伴う人間関係と農業観の現在を検証。</p> <p>（税別）四六〇〇円</p>	<p>作道洋太郎著 阪神地域経済史の研究 大阪府下・兵庫県域の広いひろがりの経済発展過程を検証した地域史研究。前著『関西企業経営史の研究』の姉妹篇。</p> <p>（税別）六〇〇〇円</p>	<p>水本忠武著 戸数割税の成立と展開 戦前自治体の主要な税源であった戸数割の国・府県・市町村の相互規定関係の歴史的意義を大衆課税導入の視点で解明。</p> <p>（税別）七〇〇〇円</p>	<p>森芳三著 羽前エキストラ格製糸業の生成 郡是製糸会社・長井工場の貴重な資料を用いその史的・構造分析を通して経営的成功の特色と特殊な企業倫理などを提起。</p> <p>（税別）六五〇〇円</p>	<p>山本博史著 タイ糖業史——輸出大国への軌跡 タイ糖業再生への歴史的考察アジア域内交易の比較研究は膨大な農村人口を抱えた途上国経済の分析に新しい視点を提起する。</p> <p>（税別）七七〇〇円</p>
---	---	--	--	--	--

御茶の水書房 〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20
TEL03-5684-0751 FAX03-5684-0753